

平成21年11月20日

消費者庁表示対策課
課長 笠原 宏 様

社団法人 北海道消費者協会
会長 橋本 智子

燃料価格表示の指導と表示の統一を求める要請

拝啓 立冬の候、益々ご清勝のこととお慶びもうしあげます。

当協会は道民生活の安定向上を目的に昭和36年に設立し、以後、現在まで北海道の消費生活の向上のため、調査・研究や消費者教育を目的とした啓発活動を行っており、現在、道内に76の地域消費者協会を加盟団体として持つ消費者団体です。

更に、昭和44年からは北海道消費者センターを道の補助事業として運営し、現在は道の指定管理者として道立消費生活センターを運営しています。

この度、地域の加盟団体から、ガソリンスタンドは各種燃料表示を任意で表示しているが、表示の方法が統一されておらず、ガソリン価格表示を一般価格ではなく、現金会員価格を表示し、非会員の一般消費者には、表示価格より高い価格を請求する、極めて紛らわしい消費者に誤認を与える表示で営業しているスタンドがあるので指導してほしい。また、燃料価格表示に灯油価格の表示がないスタンドがあり、消費者の商品選択が著しく妨げられる恐れもあるので改善してほしい旨の要請がありました。

つきましては、下記の項目についてご検討いただき、ご対応下さるよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 .ガソリン価格表示の会員価格表示は一般消費者に誤認を与える表示であり、景品表示法の有利誤認に抵触していると考えられるため適切な対応をお願いします
- 2 .ガソリンスタンドの燃料表示は一般消費者の業者選択のうえで、極めて重要な情報であるため、国内で販売する燃料価格の表示を義務付けし、統一した表示が望まれます

平成21年11月24日

消費者庁表示対策課
指導係長 長谷川元洋 様

社団法人 北海道消費者協会
組織活動部長 塩越康晴

燃料価格表示の指導と表示の統一を求める要請の送付について

拝啓 初冬の候、益々ご清勝のこととお慶び申し上げます。

この度の要請等の文書の送付に当たりましては、先に石丸様にご相談致しているものです。
お手数ですが、お取り計らいの程、宜しく願い申し上げます。

なお、ガソリンの現金会員価格表示について、若干聞き取りしましたところ、一地域の
問題とはいえない全道的な問題でした。

札幌近郊で調べたスタンドでは、価格表示には「現金会員価格」の旨の表示が
ありますが、ガソリン価格の数字の大きさに比べて極めて小さいため、意識してみない限り、
移動中の車からの判読は難しいと考えます。

従いまして、この問題に係わる潜在苦情は多いものと考えます。

この件について、北海道のガソリンスタンドの組合では「一般価格」で表示するよう
組合員を指導しているとのことですが、守られていないようです。

以上、ご連絡致します。参考にして頂ければ幸いです。

(社)北海道消費者協会
組織活動部長 塩越康晴
011 - 221 - 4217
FAX 011 - 221 - 4210